

国民投票と国民発議に関するメモ

2022年5月8日 弁護士 水上貴央
(コメント付記(青) 2022年6月3日)

このメモでは、我々が、国家的意思決定に対して、選挙による方法のみによらず、より直接的にその議論の起点となり、自分たちの意思をその決定に反映させていくための具体的な方法について検討する。

このメモは、あくまで民主主義をバージョンアップさせるための検討であり、特定の政党や政治勢力を支援したり批判するものではないことを確認

A 憲法第41条と国民発議、国民投票

日本の法制度において、国の法律は、国会のみに立法権があるとされている(憲法第41条)。また、地方自治体においては、住民が特定の条例の制定等を求める直接請求の制度があるが、国の法律にはそれがない。

第41条【国会の地位、立法権】

国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

唯一の立法機関の意味

国会中心立法の原則：国会が国の立法権を独占する原則

国会単独立法の原則：国会による立法は他の機関の関与なく成立する原則

ここで、立法とは、一般的には、特定の法規範を定立させる国家作用のことを言い、形式的には、議会の議決を経て法律を制定することをいう。

従って、国民投票によって、国の法律の成立や改正、廃止を国民の意思により「決める」(国民投票の結果によって法律が改廃される)ということになると、これは憲法第41条に抵触するということになる。

国民投票によって法律の成立や改廃を“決める”行為と、国会における法律の制定や改廃を“求める”行為は、異なる行為となる。

国民が、法の制定や改廃を求める発議を行ったうえで、その決定についても国民投票を行うように求めるということはあるが、これは、発議と投票という二つの行為を求めているということになる。

上記は全て、法律等の国民発議、国民投票についてがテーマであり、憲法改正の国民投票の議論とは別のものであることを留意する。

B 国民発議と憲法との関係

それでは、国会に、一定の法律の制定や改廃を議論することを求める「国民発議」を制度的に認めることは、日本国憲法に反するののか。

これは、憲法第41条の「立法行為」の内容の問題となる。発議行為（法案等提出行為）も立法行為に含まれるとすれば、憲法第41条に抵触することになるし、含まれないということになれば、法律等で地方自治法第74条のような規定を定めれば実現できるということになる。

この点は、憲法の文言上明らかなではないが、①日本国憲法が国民主権を明確にうたっていること、②憲法上発議権は国会だけでなく内閣にも認められていること、③国民には憲法上、法律の制定や改廃を国会に求める請願権が明示されていることからすれば、法律により、国民の発議発案を定めることを、憲法が「禁止」しているとは解釈しにくいと考える。

なお、国と異なり、地方自治体においては、住民発案の仕組みとして、住民による条例制定又は改廃の直接請求権が、既に地方自治法第74条に規定されている。

第74条

1 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第1項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行なわれた日後直ちにこれを告示しなければならない。

6 第1項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議

会の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

7 選挙権を有する者は、身体の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

8 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

つまり、制度上、住民の 1/50 の書面を集めれば、条例の制定改廃について発議できるということになる。

他方、国の法律については、この地方自治法第 74 条に相当する規定が存在しないことから、現時点においては、憲法上の請願権を行使する以上に実効的な方法が存在していない。そのため、立法によって、地方自治法第 74 条に相当する規定を創設することがここでの方法となる。

以上より、国民発議については、①憲法第 16 条の請願権の範囲で現在より実効的なものとする、②地方自治法第 74 条に相当する立法を行う、という方法で実現可能と考えられる。

国民発議の範囲であれば、国会による審議や決議が必須であるから、必ずしも憲法改正までは必要ないと考えられるが、国民発案と拘束力ある国民投票が結びつく場合には、国会単独立法の原則を修正することになるので、憲法改正が必要となると考えられる。

例えば、一定数の国民の連署によってある法律の制定や改廃が発議され、かつ国民投票の実施によって決されることになる場合には、実質的に国民発議の時点で国会に終局的判断をゆだねない立法手続きが予定されることになるため、国民発議を含め憲法に規定する必要がある。

C 国民投票と憲法との関係

次に、国民投票については、これが法的に国会を拘束する場合には、憲法第 41 条との関係で、改憲が必要となる。一方、国会を拘束しない場合（諮問的国民投票）の場合には、憲法がこれを禁止しているとまでは解釈できず、憲法第 41 条の改正を必ずしも必要とはしないと考えられるが、実質的に国会の決議を拘束する場合には、憲法との関係で議論が生じる。

ただし、国会の決議が民意の影響を受けること自体はある意味で当然であって、法的拘束力がない場合にまで憲法第 41 条に抵触するというのは、国民主権を大原則とする憲法の基本的考え方からすれば違和感がある。

D 国民発議と国民投票を実現するための 3 ステップ

以上の検討を前提に、ここでは国民発案と国民投票について、それぞれ実現のための手段を検討する。とはいえ、実際にはこの二つは相互に関連しているため、その検討や実現は、相互に連動する形で進めていく必要がある。

例えば、ある法律の制定改廃について国民発議がなされる際に、当該議案について国会の議決をとるのに先立って諮問的な国民投票を求める場合などが考えられる。憲法改正まで実現させれば、法的拘束力ある国民投票と国民発議が連動する制度も構築可能となる。

諮問的な国民投票の場合、最終的な法律案の決定は、国会が行うことになるので、憲法第 41 条に抵触しないとも考えられるが、実際には、諮問的であっても国民投票を行えば、国会はそれに拘束されうるとして、憲法上の問題があるという見解もある。ただし、そんなことを言ったら、世論調査等だって国会の議決には事実上の影響を与えるので、法的に国会を拘束しない以上は、憲法改正を行わずに実施可能ではないか。

国民による発案・発議や国民投票は、憲法を改正することによって、憲法の規定する統治システムの一部として正式に実装することが、直接民主主義の拡大という点からは理想的であり、改憲を行えば、法的拘束力のある国民投票制度の導入等も可能となる。しかし、現実にはこのテーマで憲法改正を行うことは昨今の政治情勢において決して容易ではないため、憲法改正を伴わない形で実現可能な方法論についても検討する必要がある。

憲法改正以外の国民投票は、憲法上認める規定はないが、諮問的国民投票であれば、その制度を立法によって実現することを憲法が積極的に禁止しているとは考えにくい。また、国民投票の方法以外にも、国会が立法に際して、広く国民の意見を聞く機会を有することは、国民主権の観点から極めて重要である。

Step1 国会における宣言決議により請願権の延長として国民発案や諮問的国民投票的な機能を実装する

現行憲法上も、国民には請願権が認められており、この中には、法律の制定や改廃も当然に含まれているが、実際には、請願の可否は国会の広い裁量にゆだねられている。

つまり、憲法上の権利として請願はできるし、請願の対象も立法を含め極めて広いのだが、請願をしても実際には取り合ってもらえないというケースが大半で、野党への陳情的なセレモニーとなっている。

そこで、今後、国民主権をより実効化させ国民発議や国民投票を実現していくために、その第一段階として、国会の宣言決議として、憲法で保障された請願権の実効化と現代の技術社会状況を踏まえた国民主権原則の強化を目指すことを決するべきである。

これは、既にある請願という制度をちゃんと実効的に扱っていくよ、という宣言をする決議なので、立法を行うよりも技術的には容易。ただし、決議は要るので、議連等を作って一定の影響のある運動にしなければならない。

宣言決議の内容<試案>

1. 我が国は、主権者を国民とする近代民主国家として、日本国憲法の下で三四半世紀を超える歴史を積み重ねてきた。この間、科学技術や社会環境など民主主義を取り巻く状況は大きく変化してきているが、日本国憲法の大原則である国民主権原理は、世界的に共有しあう人類共通の根源的価値観として一層その重要性を増しつつある。
2. 日本国憲法には、その第16条において、国民の請願権が規定され、国民一人一人が国政に積極的に関与する手段として明記されており、議会制民主主義をとる我が国の統治機構においても、国民自身の関与は憲法が保障しているところである。
3. 国民自身の国家的意思決定への関与を強める動きは、世界的な潮流の一つともなっており、憲法や法律の定めにより国民投票や国民発議等を制度的に導入する国家も増加している。特にインターネット技術や個人の認証技術が大幅に向上する現代において、国民の意思を直接国政に反映させる効果的な方法は、大いに広がっており、より国民に身近な民主主義を実現する土壌は整っている。
4. そこで、日本国憲法の基本原理を一層体现し、現代の技術水準を活かして民主主義を強化していくために、立法府においても、憲法第16条が保障する請願権をより実効的に運用するための方法を遅滞なく確立するとともに、一定数の国民の声を起点として国会審議を行う方法や、国会の議決に先立って国民の意思を確認する方法について国会内で議論し、立法その他の実効的な措置を講じるものとする。
5. 第一に、今後、国民が5万人以上の連署をもって、法律の制定、改廃、その他の国会決議を求める場合には、両議院において優先して付議し、その代表者を含む国民の意見を聴取したうえで、その議決を行い、国民に対してその結果を十分に説明することで、国民の政治参加を一層進展させるものとする。

6. 第二に、国民が、相当数の連署をもって、国会の決議に先立って自らの意思を確認するよう求めるときには、国会として、その国民の意思を十分に理解してその責任を果たすための仕組みとして、現行憲法と適合的な諮問的国民投票の制度の検討を始め、今後2年以内に、一定の立法措置を講ずるものとする。
7. 同時に、国会が、国民の重大な権利義務に変動を与え、又は世代を超えた影響が生じる議題、あるいは我が国の外交安全保障に重大な影響がある議題について、一定の要件をもとに、主体的に国民の意思を確認する制度についても検討するものとする。
8. 国民の意思を確認する制度としては、諮問的国民投票の方法に加え、デジタル技術等を活用した効率的かつ簡便な方法についても積極的に検討し、世界に先駆けて、デジタル技術を活用した国民意思の国政への反映方法の導入を目指す。
9. 国会がこれら議論を進めるにあたっては、国民主権と民主主義の更なる拡充という目的に照らし、広く国民の意見を聴取しながら、当該制度の設計自体を、開かれた民主的手法により進めるものとする。

まずは、上記のような宣言決議を行い、憲法第16条で認められた請願権の範囲をより実効的なものとすると同時に、国民発議、国民投票、デジタル技術を活用した国民意思の確認方法等について、検討を開始させることが重要である。

ポイントは、請願権がより実効的に使われる方法を議論すると宣言し、具体的に、どのような5万人以上の署名を付した請願については原則取り扱おうと明示すること。さらに、今後において諮問的国民投票制度等の国民の意思を確認する制度について立法を含めて議論することを宣言することにある。

Step2 「国民による発議及び諮問的国民投票に関する法律」の立法により、法的に国民発議と諮問的国民投票を実装する

立法にあたっては、国民発議と諮問的国民投票を一括で導入する法律の制定を目指す。終局的な決定権を持つ国民投票はいずれにせよ改憲が必要であるから、ここでは諮問的国民投票の導入までを規定することとなる。

<法案の骨子>

第1章 総則

(ア)目的：この法律が、日本国憲法の大原則である国民主権原理をより実効的なものとし、我が国の民主主義をより国民に身近なものとするため、国民による法律の制定、廃止、又は改正に対する発議、及び国会がその議決に際して斟酌する諮問的国民投票その他の方法を定めることを目的とすること

(イ) 定義：国民発議、諮問的国民投票、電子的方法による国民意思調査等についての定義を行うこと

第2章 国民発議

(ア) 国民発議の方法：5万人以上の連署等をもって、その代表者から、両議院の議長に対して、法律の制定又は改廃の請求をすることができること

(イ) 発議等の請求を受け付ける機関：両議院の長が請求を受け付けること

(ウ) 発議等請求の対象：①国の立法及び政令等の制定又は改廃、②国が締結する条約の批准の可否に関するもの、③日本国憲法の改正についての発案をその対象とすること

(エ) 請求代表者：請求代表者は、連署を集めるのに先立って、請求受付機関に対して、請求の要旨その他必要事項を記載した書面を添えて提出し、請求代表者の証明を受けると共に、連署の様式等を調整すること。

(オ) 連署等の方法：連署は、請求代表者と請求受付機関の調整に基づき、所定の様式の署名簿に記述する方法又は別途政令で定める方法で収集すること、連署は請求受付機関への請求代表者登録から、3か月以内に行うこと

(カ) 請求の要旨の公表：請求受付機関は、請求代表者、請求の要旨、連署期間について、遅滞なく公表すること

(キ) 連署の提出と審査：請求代表者は、収集した連署が発議に必要な数に達した場合には、連署期間内又は連署期間満了の翌日から10日以内に、請求受付機関に対してこれを提出すること、連署の提出を受けた受付機関は、その提出を受けてから20日以内に、連署等の審査を行い、その効力を決定し証明すること

(ク) 国会への付議：国会への発議請求については、連署が有効であると証明された日の翌日から20日以内に、衆議院又は参議院のいずれかにこれを付議しなければならないこと

(ケ) 代表者の意見陳述、意見聴取：国会に付議された法案については、審議する委員会において、代表者の意見陳述の機会を設けること、それに関連して内閣が政令等の制定改廃を検討するに際しては、代表者の意見を聴取すること

(コ) 政令等の改正：内閣は、国会に付議された内容が、政令の制定や改廃を必要とするものであるときは、必要な政令の改正案等を作成し、国会に報告すること

(サ) 結果の公表：法律案の発議請求については、両議院は、審議の内容及び採決の結果を公表すること、法律案の制定、改廃によって政令等の制定、改廃が伴う場合には、内閣は、その内容を公表すること

(シ) 諮問的国民投票を伴う国民発議：法律の国民発議請求においては、50万人の連署をもって、当該法律の制定又は改廃に対する国会の議決を行うのに先立って、諮問的国民投票を実施し、その内容を十分に参酌するよう請求することができること

(ス) 電磁的方法による国民意思調査を伴う請求：法律の国民発議請求において、10万

人の連署をもって、その請求に対する国会の議決又は内閣の判断に先立って、電磁的方法によって国民の意思を調査し、その結果を公表するよう請求することができること

第3章 諮問的国民投票

- (ア) 投票に付することができる事項：法律の制定、改廃、条約の承認、その他国会の議決に関する事項を諮問的国民投票に付することができること
- (イ) 実施の要件：①総議員の過半数の要求がある場合、②国民発議において50万人の連署が付された場合に実施すること
- (ウ) 投票の資格者：投票実施日において国政選挙の選挙人名簿に記載されている者とする
- (エ) 諮問的国民投票等管理委員会：①諮問的国民投票の管理するために、国会が管理委員会を組織すること、選挙管理委員会に事務の一部を委任し又は協力を求めることができること、②電磁的方法による国民意思調査についても同委員会がその管理を行うこと、その事務を行政機関に委任し又は協力を求めることができること
- (オ) 投票の形式：諮問的国民投票は、議案等への賛否を二者択一で問う形式とすること、一回の諮問的国民投票において、複数の判断を投票することは妨げられないこと
- (カ) 投票の実施日：投票は、対象となる議案等についての委員会質疑が終了した翌日から14日以上30日以内の日に行うものとする
- (キ) 投票の方法：投票の方法は、憲法改正の国民投票の方法に準じるほか、政令で定めること（将来的には電磁的方法を利用すること）
- (ク) 投票の秘密保持：投票は秘密投票とすること、電磁的方法による投票を実施する場合には、匿名化処理を行うこと
- (ケ) 結果の公表：投票の結果は、投票から3日以内に公表すること、電磁的方法による投票を実施した場合には、年齢、地域等の統計的分析を行った内容についても公表すること
- (コ) 委員会及び本会議への報告：投票の結果は、管理委員会から当該議案を審議した委員会及び本会議において報告されること、委員会及び本会議では、報告を受け、その内容を十分に斟酌したうえで総括的質疑および討論を行うこと
- (サ) 国民への説明：両議院の議長は、諮問的国民投票の結果を踏まえて行われた国会決議の内容について、議決後速やかに国民に説明すること

第4章 電磁的方法による国民意思調査

- (ア) 調査の対象とすることができる事項：諮問的国民投票に付することができる事項に加え、国民の権利利益に重要な影響を与える国政上の判断を対象とすること
- (イ) 実施の要件：①国会の総議員の1/3以上の要求があること、②国民発議において10万人の連署が付された請求が提出された場合に実施すること
- (ウ) 調査対象：日本国民のうち政令によって定める一定の年齢以上のものを対象とす

ること、年齢としては国政に対して一定の意思表示を行うことが可能な年齢（例えば10歳など）とし、一定の未成年を含めること

- (エ) 調査期間：実施要件が満たされた日の翌日から、14日以上30日以内の期間に行うこと、最長を5日間とする複数日調査を可とすること
- (オ) 調査の方法：政令で定める電磁的方法によること、具体的には、マイナンバーとスマートフォン等を利用し、意思表示の重複を防ぐ手立てを講じること
- (カ) 匿名化の方法：表示された国民意思は、個人が特定されない形に匿名加工され、統計的に処理された形で分析・公表されること
- (キ) 電磁的方法による調査の支援：管理委員会及びそこから委任を受けた行政機関は、電磁的方法に習熟していない国民を対象として、十分な調査を行えるよう、意思表示の支援を行うこと
- (ク) 調査項目等の設定：管理委員会は、調査を行うに際しては、調査項目や選択肢の設定にあたり、恣意的な誘導等が危惧されることが内容、原則として二者択一の選択肢とするなどの配慮を行うこと。また、調査の実施が国民発議による場合には、国民発議で求められた調査方法を最大限尊重すること。
- (ケ) 調査結果の報告：管理委員会は、両議院に対して、調査実施から10日以内に、調査結果及び一定の統計的分析を行った結果を報告すること、また、国民に対しても、調査結果及び匿名化処理を行った統計情報を公開すること

第5章 付則

- (ア) 国民発議等の実施状況の調査と報告：本法律施行後、組織された管理委員会は、国民発議等の実施状況を調査し、毎年1回以上、その結果を国会に報告すること
- (イ) 国民発議等の成立要件の継続的見直し：本法施行後、実施された国民発議等の成立状況、その内容、制度濫用疑い事案の有無等を考慮し、本法施行から5年を経過した時点で、国民発議等の成立要件について見直すものとする。この見直しは、その後も5年ごとに行うものとする
- (ウ) 電磁的方法の活用についての見直し：国民意思調査における電磁的方法をより効率的かつ有効なものとするために、管理委員会はその下に諮問機関を組織し、随時見直しをはかるものとする。得られた電磁的方法の活用手法については、これを諮問的国民投票にも応用し、本法施行後5年程度をめどに、諮問的国民投票においても電磁的方法を原則とするものとする

上記の試案は、国民発議については、5万人の署名でできるという規定であり、このハードルは、相当に低いと考えられる。次々と国民が発議してくる恐れというのは議論になると思われるが、一旦、その状況になっても良いのではないか。まずは、国民が、どんどん国会にこのテーマを議論してほしいと要求できるという状況を作ってみてはどうか。

また、諮問的国民投票に加え、電磁的方法による国民意思調査という仕組みを設定している。諮問的国民投票との違いは、①実施要件のハードルが10万人と低い、②電磁的方法を予定している、③実施主体が管理委員会又は委任を受けた行政機関、④実施方法がより柔軟といった違いがある。

本法律の条項は、現実の立法に当たっては、細部を含めかなり作りこむ必要があるため、法案の骨子を公表したうえで、本法案の趣旨に賛同する市民、法律家等の専門家、国会議員、議員の依頼による法制局等による、「国民発議、諮問的国民投票法案制定プロジェクト」を組織する。

その議論の内容は、随時公開するとともに、法文案、その内容、Q&A等も、公表して広く国民的議論を展開する。

そのうえで、多くの市民の議論を経て起案された法案について、その立法を求めため、5万人の署名（電磁的方法による）を集め、ステップ1の国会宣言決議に従って、法案の制定を求める請願権を行使する。

つまり、この法案の実現過程自体が、我々の考える現代的な直接民主主義の第一歩となる手法をとる。

国民発議及び諮問的国民投票法の内容を詰めたら、その内容に従って、実際に、模擬的に国民発議、国民投票を実施してみるとよいと考える。システム系の会社と連携して電磁的方法で実際に10万人の署名を集めて、市民模擬国会で議論して、そのうえで電磁的方法による国民意思調査をやってみて、ある種の実証を行ってみるということである。

Step3 憲法改正により、国民発議と国民投票（法律の制定・改廃を可能とするもの）を実現する

憲法改正を行う場合には、憲法第41条と憲法第59条の一部改正、及び国民発議及び国民投票の条文の追加が必要と考えられる。条文の追加については、第16条の2及び第16条の3を追加する方法が一案として考えられる。

<憲法改正試案>

第41条<一部改正>

国会は、国民主権を実現するための国権の最高機関であつて、この憲法に特別の定のある場合を除いては、国の唯一の立法機関である。

第59条<一部改正>

法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

5 両議院は、特に必要があると認めるときには、総議員の過半数の賛成をもって、立法に際して、両議院の議決に代えて、その法案を本憲法に定める国民投票に付することができる。

6 両議院は、総議員の三分の一の要求がある場合には、その議決に先立って、当該議案に対する国民の意思を確認する。

第5項が法的拘束力のある国民投票、第6項が諮問的国民投票や国民意思調査等の規定となる。法的拘束力ある国民投票を導入した後に、諮問的国民投票をあえて残すか、あるいは国民意思調査の形にしてしまうかは、今後議論が必要。総議員の過半数の賛成がある場合には、国会自体も国民投票を選択できる。

第16条の2<新設>

すべて国民は、法律で定める一定数の連署等をもって、その代表者から、国会又は内閣に対し、前条に定める請願の対象となる行為の請求をすることができる。法律の制定、廃止又は改正の請求については、法律で定める相当数の連署等をもって、その議案を、両議院による審議の後に、次条に定める国民投票に付すよう請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求を受けた国家機関の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 両議院は、第1項の請求を受理した場合には、受理日から20日以内に議会を招集し、これを議会に付議し、その結果を第1項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 両議院は、前項の規定により付議された事案の審議を行うに当たっては、法律の定めるところにより、第1項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 内閣は、第1項の請求を受理した場合には、受理日から60日以内に、この請求に対する対応を決し、これを国会に報告し公表しなければならない。

地方自治法第74条に相当する規定を国の立法レベルで憲法に規定する

第16条の3 <新設>

前条第1項後段の請求がなされた場合、及び両議院がある法案について国民投票に付すことを求めた場合には、国政選挙の選挙権を有する国民は、法律の定めに従って、法律の成立、廃止又は改正について自らの投票によって決する。

2 前項の国民投票は、ある法案の制定、廃止又は改正について賛否を決する方法により行うものとし、その方法は憲法改正の国民投票に準じるものとして法律で定める。

第1項前段は、国民の請求による国民投票。憲法改正を前提とするので、ここでの国民投票は、法的拘束力ある国民投票を想定している。そのため、法律で定める連署のバーは、相当高いものとする必要があるだろう。